

業務委託仕様書

1 件 名 高架水槽・受水槽清掃業務委託（市営住宅及び再開発住宅）

2 履行期間 契約締結日から令和5年（2023年）8月31日まで

3 履行場所

住 宅 名	住 所
(1) 原町第1住宅	原町三丁目16番1号
原町第2住宅	原町三丁目16番2号
(2) 柳島住宅	柳島町277番地
(3) 篠葉住宅	弁天六丁目23番20号
(4) 花栗住宅	花栗三丁目22番1号
(5) 青柳住宅	青柳八丁目3番10号
(6) 草加市再開発住宅	高砂二丁目11番17号

4 支払方法 業務完了払（年1回払）

5 内 容 別紙のとおり

6 点検回数 年間1回

7 提出書類
(1) 作業計画書
(2) 水質検査報告書
(3) 作業完了報告書（清掃前後の対比写真を添付する）

8 問合せ先 草加市 総合政策部 資産活用課
施設管理係 鳥巢
電話 048-922-1798

委 託 内 容

市営住宅及び再開発住宅の簡易水道について、住宅を使用又は利用する人びとの飲料水の安全と衛生を確保するため、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2及び同法施行規則第55条の規定に基づき受水槽及び高架水槽の清掃、点検及び水質検査を行う。

1 対象設備及び数量

住 宅 名	受水槽容量	高架水槽容量	業 務 内 容
原町第1住宅 原町第2住宅	24 m ³	————	(1)～(13)・(18)～(20)
柳島住宅	15 m ³	————	(1)～(13)・(18)～(20)
篠葉住宅	15 m ³	3 m ³	(1)～(20)
花栗住宅	16 m ³	————	(1)～(13)・(18)～(20)
青柳住宅	12 m ³	————	(1)～(13)・(18)～(20)
草加市再開発住宅	9 m ³	2.5 m ³	(1)～(20)

2 受水槽及び高架水槽の清掃に係る業務内容

- (1) 止水栓を止める。
- (2) 揚水ポンプにて、手動で高架水槽を満水にする。
- (3) 揚水ポンプの電源スイッチを切る。
- (4) 作業道具を50PPMの次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。
- (5) ポンプ室、マンホールの周囲、マンホールの蓋等を清掃する。
- (6) 水中ポンプで、受水槽内の水を排水する。
- (7) 受水槽の水を残してポンプを止め、その水で内部の壁、床、天井等をデッキブラシ等で清掃する。
- (8) フート弁、吸込み管、導入管、電極棒、ボールタップ等の清掃(錆落としを含む)と点検をする。
- (9) 内部の汚水及び沈殿物をポンプその他にて槽外へ排水する。
- (10) 内部を高圧洗浄機を用い水道水で洗浄し、その水を槽外へ排水する。洗浄は出入口周辺、吸込み管等の鉄部、天井、壁面、床の順で行う。
- (11) 50PPMの次亜塩素酸ナトリウム溶液で1回目の消毒を行い、30分以上放置し、

さらに2回目を行い30分～60分放置する。

- (12) 消毒後、塩素水を水道水で流して排水する。これを3回繰り返す。
- (13) 止水栓を開き、受水槽に給水を始める。
- (14) 高架水槽の給水バルブを閉じる。
- (15) 高架水槽の清掃は、(4)～(12)に準じて行う。
- (16) 受水槽の水を自動にて高架水槽に上げる。
- (17) 高架水槽の給水バルブを開ける。
- (18) 各戸の蛇口に通水する。
- (19) 各住宅の試料水を採水し、水質検査結果報告書を提出すること。
なお、水質検査は、水道法第4条に規定する基準に適合すること。
- (20) 清掃完了後速やかに、清掃前と清掃後の写真を添付した作業完了報告書を提出すること。

3 その他必要事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事の登録を受けていること。
- (2) 受水槽と高架水槽がある建物の清掃は、同じ日に行うこと。
- (3) 清掃実施の1週間以上前に各住戸へ周知文書を投函するとともに、各住宅の掲示板に周知文書を掲載すること。
- (4) 作業に必要な工具類、測定器具、消耗品及び報告書用紙は受託者の負担とする。また、軽微な修理についても同様とする。
- (5) 設備機械等に精通し、検便結果が陰性であり、正規の従業員であること。
なお、当日下痢、発熱、めまい等がある者は、作業に従事させないこと。
- (6) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (7) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (8) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (9) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。